

整備管理者選任前研修 研修資料

目次

I. 整備管理者の役割	
1. 整備管理者制度の趣旨及び目的	1
2. 整備管理者の選任を必要とする使用者	1
3. 整備管理者になるために必要な資格	2
4. 整備管理者の法定業務	2
5. 整備管理規程の必要性	3
6. 整備管理者の知識・技能の向上と研修	3
7. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領	4
8. 整備管理者の補助者	8
II. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容	
1. 点検・整備の義務、目的及び体系等	9
2. 点検・整備の内容及び項目	10
3. 日常点検の管理	10
4. 定期点検の管理	13
5. その他必要な管理	15
III. 車両管理上必要な関係法令	
1. 車両法の目的・体系	16
2. 車両管理上必要な法令等	16
IV. 車両管理の内容	
1. 車両管理の義務及び目的	19
2. 車両管理の内容と実務	19
V. 運転者等に対する指導教育	
指導教育を実施するための留意点等	19
VI. 自動車事故に係る報告	
車両故障に起因する自動車事故報告について	20

I. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

自動車の使用者は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に注意を払うべきであるものの、使用する自動車の台数が多い場合には、使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあります。また、大型バスのような車両構造が特殊なものや、大型車タイヤの脱落等、事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には、専門的知識をもって車両管理を行う必要があります。このため、一定の台数以上の自動車を使用する使用者は整備管理者を選任し、車両の管理を行わせることにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図ることとされています。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

次に掲げる自動車の使用者は、使用の本拠ごとに整備管理者の選任を行わなければなりません。なお、自動車の使用の本拠とは、自動車検査証の「使用の本拠の位置」に記載された、営業所の所在地が該当します。

根拠条文（車両法第50条）

（道路運送車両法施行規則第31条の3）

使用の本拠ごとに整備管理者の選任が必要となる台数

事業用	バス	乗車定員11人以上	1両以上
	タクシー	乗車定員10人以下※1	5両以上
	トラック	乗車定員10人以下※1	5両以上
自家用	バス	乗車定員30人以上	1両以上
	バス	乗車定員11人以上29人以下 (レンタカーを除く)	2両以上
	トラック等	車両総重量8t以上で乗車定員10人以下※1	5両以上
レンタカー	バス	乗車定員11人以上	1両以上
	トラック等	車両総重量8t以上で乗車定員10人以下※1	5両以上
	乗用・トラック等	車両総重量8t未満で乗車定員10人以下※2	10両以上
軽貨物	トラック	貨物軽自動車運送事業用※2	10両以上

注) ※1及び※2については、他の※各号の車両を含めた台数の合計が表中の台数以上となった場合、整備管理者の選任が必要。

自動車運送事業者にあつては、整備管理が不十分であることによる事故が少なからず発生していることから、事業者の責任における整備管理をより徹底するため、原則、自企業外の者を整備管理者として選任することができません。（定期点検の実施等、「作業」自体は委託可能です。）

※一定条件を満たし、同一企業内と同等とみなせるグループ企業（会社法で規定されている子会社等及び親会社等の関係にある企業など。）においては、次の条件を満たす場合、例外的に外部委託が可能です。

- ①グループ企業が一体となって安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程、整備管理規程その他必要な規程類について、一定の要件を満足していること。
- ②外部委託をすることについて、「被選任者」と「受託者の代表者又は事業場責任者」が同意・承認していること。
- ③整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に関わる事業者事業者間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。

3. 整備管理者になるために必要な資格

根拠条文（道路運送車両法施行規則第31条の4）

- | |
|---|
| ① 整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務経験を有し、地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任前研修）を修了した者
「同種類の自動車」とは、「二輪自動車」と「二輪自動車以外の自動車」の2種類をいう。
「点検若しくは整備」とは、整備工場等で整備要員として点検整備業務を行った経験をいう。
「整備の管理」とは、整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験をいう。 |
| ② 自動車整備士技能検定に合格した者 |
| ③ 上記の技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者 |

なお、整備管理者の解任命令を受けたことがある場合は、解任の日から2年（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年）を経過していること。

整備管理者の資格要件として認められる「自動車整備士技能検定に合格した者」は、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）で定める次の者です。

一級整備士	二級整備士	三級整備士
一級小型自動車整備士	二級ガソリン自動車整備士	三級自動車シャシ整備士
一級大型自動車整備士	二級ジーゼル自動車整備士	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
一級二輪自動車整備士	二級自動車シャシ整備士	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	二級二輪自動車整備士	三級二輪自動車整備士

※自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士や旧自動車整備士技能検定規則（昭和24年運輸省令第50号）による自動車ジーゼル機器整備士三級、自動車電送整備士三級などは含みません。

4. 整備管理者の法定業務

根拠条文等（道路運送車両法施行規則第32条及び道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について）

- | |
|--|
| ① 日常点検整備（車両法第47条の2第1項及び第2項）に規定する日常点検の実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施させること |
| ② 日常点検の結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること |
| ③ 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること |
| ④ ①～③以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること |
| ⑤ 日常点検・定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して必要な整備を実施すること |
| ⑥ ③～⑤の点検、整備の実施計画を定めること |
| ⑦ 点検整備記録簿（車両法第49条第1項）、タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）、その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること |
| ⑧ 自動車車庫を管理すること |
| ⑨ 上記に掲げる事項（①～⑧）を処理するため、運転者、整備要員その他の者を指導し、又は監督すること |

その他、整備管理者には、以下に示すような能力が要求されます。

- ・法令の理解能力：車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、通達 等
- ・管理能力：日常点検の実施、定期点検整備の計画、車庫の管理 等
- ・事務能力：点検整備記録簿等の処理、使用車両の経済性の検討 等
- ・指導能力：運転者の指導、整備員の指導 等

5. 整備管理規程の必要性

整備管理者は、整備管理者の業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立するため、道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第32条第1項各号の事項の執行に係る基準に関する規程（以下「整備管理規程」という。）を策定する必要があります。

整備管理規程には、施行規則第32条第1項各号に掲げる、権限に基づく業務が明記されている必要があるほか、整備管理者に付与する権限等については、使用者の業態等を踏まえ、事業用・自家用の別や、使用車両数等の実情をよく考慮した内容が明記されている必要があります。また、形式的に記載するだけでなく可能な限り具体的に記述されていることが必要です。

整備管理規程の例は、国土交通省ホームページ（自動車総合安全情報）に掲載されています。

(参考リンク) 事業用自動車の安全対策：自動車総合安全情報→
(点検・整備の推進、整備管理者制度ページ)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html>



6. 整備管理者の知識・技能の向上と研修

近年の自動車技術の進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていることから、それに対応した車両管理が重要です。

このため、整備管理者は、選任された後も管理能力の向上や整備管理体制の充実のため知識と技能の研鑽が求められます。

また、自動車運送事業者にあっては、選任した整備管理者に対して、適切な時期に地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任後研修）を受けさせなければならないとされていますので、選任されている整備管理者の受講状況について事業者自らが管理するとともに、整備管理者に対し適切な時期に研修を受講させる必要があります。受講する必要がある整備管理者及び受講時期は以下のとおりです。

①整備管理者として新たに選任した者

→選任した日の属する年度の翌年度の末日までに受講。

(※当該事業者で過去に整備管理者として選任されていた方や、当該事業者の他の営業所で選任されていた方は該当しません。)

②整備管理者として選任されている者

→最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講。

7. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領

自動車の使用者は、整備管理者を選任・変更した場合、その他の届出が必要な事由があった場合には、定められた期間内に必要事項を記載した届出書に必要な添付書類を添え、営業所等の所在地又は使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由し、地方運輸局長に届け出なければなりません。

根拠条文（車両法第52条）

（施行規則第33条、第66条、第70条）

① 整備管理者の選任等の届出を必要とする主な場合

届出の事由	届出の別
<ul style="list-style-type: none"> 整備管理者を新しく選任したとき 営業所（使用の本拠）を新設し整備管理者を選任したとき 	選任届
<ul style="list-style-type: none"> 届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わったとき 営業所（使用の本拠）の名称又は住所が変わったとき 事業の種類が変わったとき 人事異動等で整備管理者が変わったとき 整備管理者を増員したとき 整備管理者を減員したとき 整備管理者の氏名が変わったとき（婚姻、養子縁組等） 整備管理者の兼職の有無に変更があったとき （兼職がある場合は、その職名及び職務内容） 	変更届
<ul style="list-style-type: none"> 事業を廃止したとき、又は譲渡したとき 営業所（使用の本拠）を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき 	廃止届

※1. 町名、住居表示等の変更では、上記理由で手続が必要な場合に、併せて行うことが認められています。

※2. 保有車両数に変更となった場合には届出の必要性は有りませんが、整備管理者選任基準数を下回った場合には、廃止届出が必要になります。

② 届出書に記載しなければならない事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 届出者の氏名又は名称及び住所 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置 施行規則第31条の3各号に掲げる自動車の数 整備管理者の氏名及び生年月日 施行規則第31条の4各号のうち前号の者が該当するもの 整備管理者の兼職の有無（兼業がある場合には、その職名及び職務内容） |
|--|

③ 定められた期間等

選任届、変更届・・・届出事由の発生の日から15日以内

廃止届・・・・・・・・・・届出事由の発生の日から30日以内

届出部数・・・・・・・・・・2通（正1通、届出者控え1通）

④ 届出書について

中部運輸局において、届出書の様式（様式：6P、記載例7P）を定めています。

届出の際は、当該様式を使用し届出をしてください。

当該様式については、中部運輸局のホームページからダウンロードできます。

URL https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/gian_hoan.htm#kanrisya

（または「中部運輸局 中部運輸局 保安環境 整備管理」で検索）



⑤ 整備管理者の選任等の届出時の必要書面等

(1) 外部委託をしない場合

- 整備管理者が資格要件を満たしていることを証する書面
〈実務経験での選任の場合〉
 - ・ 「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面
(当該業務を行っていた事業主の確認があるもの又は使用証明)
 - ・ 上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修の修了を証する書面等の写し
 - ・ 選任前研修修了証明書の写し
- 整備士資格での選任の場合)
 - ・ 自動車整備士技能検定合格証明書の写し
- 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面
- 整備管理規程
〈補助者を選任する場合〉
 - ・ 補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要。
- 被選任者が、過去2年間（施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面

(2) グループ企業内(委託先と委託元が同一のグループに属する場合)において、整備管理者を外部委託する場合

- 整備管理者が資格要件を満たしていることを証する書面（（1）に同じ。）
- 外部委託先がグループ企業内であることを証する書面(登記簿、営業報告書、組織図等)
- 整備管理規程、安全管理規程その他の規程類
 - ・ グループ企業内における外部委託の条件を満足していることが必要。
- 補助者を選任する場合)
 - ・ 補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要。
- 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（（1）に同じ。）
- 委託先の事業主の同意書
- 適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下のうちから必要に応じて）
 - ・ 委託に係る契約書の写し
 - ・ 兼職の内容及び業務の割合、兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類
- 当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面
- 被選任者が、過去2年間（施行規則31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（（1）に同じ。）

(3) 自家用において、整備管理者を外部委託する場合

- 整備管理者が資格要件を満たしていることを証する書面（（1）に同じ。）
- 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（（1）に同じ。）
- 委託先の事業主の同意書
- 整備管理規程
〈補助者を選任する場合〉
 - ・ 補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要。
- 適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下の全て）
 - ・ 委託に係る契約書の写し
 - ・ 整備責任者の氏名
- 被選任者が、過去2年間（施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（（1）に同じ。）

選任前研修修了証(写)又は整備士合格証書(写)を1部添付

整備管理者(選任・変更・廃止) 2部提出(うち1部は控として返却)

整備管理規程(写し可)を提示

選任後、15日以内に届出
※ 選任日が未来の日付の場合は受付不可

令和 年 月 日

運輸支局長 殿
 該当箇所〇

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日 (変更・廃止年月日)	年 月 日	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験・研修修了(番号) 2. 整備管理の経験・研修修了(番号) 3. 整備士資格	番号は略さず記載
整備管理者氏名 (ふりがな)	昭平令 年 月 日生 才	自動車数	トラック 8トン以上 8トン未満	貨物軽 事業用計	点検整備、 整備管理者 又は 整備管理 の経験	1. 経験年数は、合計2年以上必要 ・「位置」は、〇〇区、〇〇市、等 ・「業務の概要」は、「点検整備」「整備管理者」「整備管理補助」のいずれか	資格要件1. 又は2. の場合に記載
使用の本拠の 位置	名称 営業所等 ※届出者のものと同一であっても記載		レンタカー 11人以上 11人未満	バス (レンタカー 以外) 30人未満	事業主の 確認書		
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用	合計	合計数も記載	有(年 月 日) 無	種類 合格年月日 合格証書番号	氏名記入	資格要件3. の場合に記載
外部委託する場合に記載 (事業用(自動車運送事業者)は外部委託不可(グループ企業であることの証明及びその旨が記載された整備管理規程等の必要書類がある場合を除く))	記載不要	変更・廃止の事由	変更する場合、この欄に記載すれば廃止(解任)届は提出不要	変更・廃止の事由 交代・退職・死亡・解任・その他() 前管理者名()	被選任者の同意書	同意する場合は確実にチェックしてください。	記載不要
(備考)	記載不要	(備考)	・整備管理者の追加 ・新規事業、事業廃止 ・営業所名称変更、住所変更(←この場合の記載箇所は、廃止(解任)届と同じで可。添付・提示書類も不要)	(備考)	届出者に関する事項の変更 ・営業所新設、廃止	記載不要	記載不要

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するに提出すること。
 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
 3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。
 4. 変更届出の場合は変更事項を来色で囲むこと。
 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

廃止・解任の場合
 (選任を同日付で行う場合、「変更」届を提出すれば廃止(解任)届は不要)

整備管理者(選任・変更・廃止) 2部提出(うち1部は控として返却)

令和 年 月 日

中部運輸局
 運輸支局長 殿
 該当箇所〇

廃止・解任後、15日以内に届出
(営業所廃止や必要台数未となった場合は30日以内)
※ 廃止(解任)日が未来の日付の場合は受付不可

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日 (変更・廃止年月日)	平成 令和 年 月 日	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験・研修修了(番号) 2. 整備管理の経験・研修修了(番号) 3. 整備士資格	番号は略さず記載
整備管理者氏名 (ふりがな)	昭平令 年 月 日生 才	自動車数	トラック 8トン以上 8トン未満	貨物軽 事業用計	点検整備、 整備管理者 又は 整備管理 の経験	1. 経験年数は、合計2年以上必要 ・「位置」は、〇〇区、〇〇市、等 ・「業務の概要」は、「点検整備」「整備管理者」「整備管理補助」のいずれか	資格要件1. 又は2. の場合に記載
使用の本拠の 位置	名称 営業所等 ※届出者のものと同一であっても記載		レンタカー 11人以上 11人未満	バス (レンタカー 以外) 30人未満	事業主の 確認書		
事業の種類	1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用	合計	合計数も記載	有(年 月 日) 無	種類 合格年月日 合格証書番号	氏名記入	資格要件3. の場合に記載
外部委託する場合に記載 (事業用(自動車運送事業者)は外部委託不可(グループ企業であることの証明及びその旨が記載された整備管理規程等の必要書類がある場合を除く))	記載不要	変更・廃止の事由	変更・廃止の事由 交代・退職・死亡・解任・その他() 前管理者名()	変更・廃止の事由	被選任者の同意書	同意する場合は確実にチェックしてください。	記載不要
(備考)	記載不要	(備考)	・事業廃止 ・営業所廃止 ・営業所の車両台数が必要台数未となったため 等を記載	(備考)	届出者に関する事項の変更 ・営業所新設、廃止	記載不要	記載不要

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するに提出すること。
 2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
 3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。
 4. 変更届出の場合は変更事項を来色で囲むこと。
 5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

8. 整備管理者の補助者

整備管理者は、車両法第50条に基づき、施行規則第32条第1項各号の業務を、原則として自ら執行します。ただし、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、運行可否の決定、日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限り、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができます。

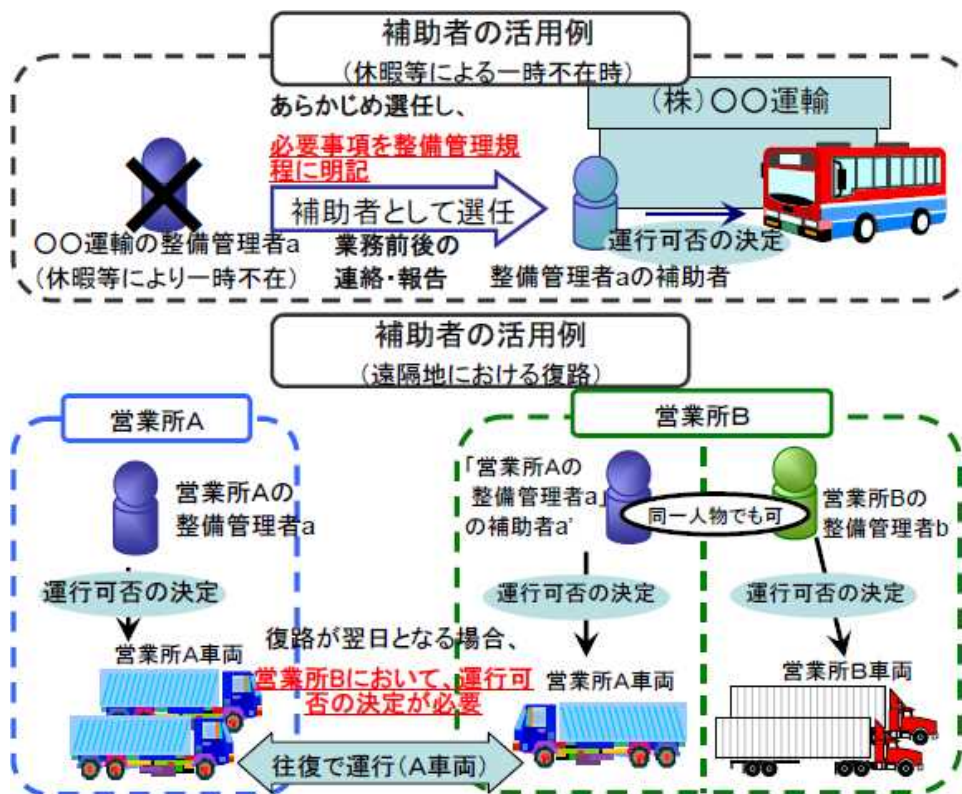
この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要です。

- ① 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。
- ② 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- ③ 整備管理者が補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。
- ④ 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- ⑤ 整備管理者が、業務の執行結果について補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

教育をしなければならないとき	教育の内容
(1) 補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容(※1)
(2) 整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容(※2)
(3) 整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
(4) 行政から情報提供を受けたとき その他必要なとき	・行政から提供された情報等、必要な内容

注意:(※1)整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。

(※2)他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。



II. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容

1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者には、車両法第47条の2の日常点検整備及び第48条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の使用状況に応じた点検整備を行い、自動車を保安基準に適合するように維持する義務があります。

根拠条文（車両法第47条）

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。

根拠条文（車両法第47条の2）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

根拠条文（車両法第48条）

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

（1）自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月

（2）道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月

（3）前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

2. 点検・整備の内容及び項目

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は自動車点検基準（以下「点検基準」という。）で定められています。

① 日常点検整備

事業用自動車、自家用貨物自動車等 点検基準 別表第1
自家用乗用自動車等 // 別表第2

② 定期点検整備

事業用自動車等 点検基準 別表第3
事業用自動車等（被牽（けん）引車） // 別表第4
自家用貨物自動車等 // 別表第5
有償で貸し渡す自家用二輪自動車等 // 別表第5－2
自家用乗用自動車等 // 別表第6
二輪自動車 // 別表第7

3. 日常点検の管理

マイカーなどの自家用乗用車は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に技術上の基準（日常点検基準）により、日常的に点検すべき事項について点検を行わなければなりません。

ただし、バス、トラック、タクシー、レンタカー等については、その使用形態、不具合が発生した場合の影響等により、1日1回の運行前の点検を行わなければならないと定められています。

このような点検を「日常点検」といいます。

日常点検は、必ずしも使用者が実施できない場合もあることから、使用者又は運行する者が点検を行えばよいこととなっています。ただし、この点検の結果、点検をした車両に保安基準不適合となるおそれがある状態又は不適合となる状態があった場合、必要な整備を行わなければなりません。

整備管理者は、日常点検について、使用者に代わり次のことを実施しなければなりません。

- | |
|------------------------------|
| (1) 日常点検の実施要領を定めること |
| ・点検箇所、点検方法、点検順序等（※）を定めること。 |
| ・点検場所（使用施設）、点検時期を定めること。 |
| ・実施者とその責任を明らかにすること。 |
| ・点検の結果及びその報告について定めること。 |
| (2) 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること |
| ・点検結果の処理方法を明確にすること。 |
| (3) 点検実施の認識及び教育、監督を実施すること。 |

注（※） 日常点検の内容及び項目は点検基準で定められている。実施方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）等を参照してください。

（日常点検基準）

第1条 道路運送車両法第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 車両法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 **別表第1**
(2) 車両法第48条第1項第3号に掲げる自動車 **別表第2**

別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）

点検箇所	点検内容
①ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
②タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷がないこと。 3. 異状な摩耗がないこと。 4. 溝の深さが十分であること。（※1） 5. ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。（※2）
③バッテリー	液量が適当であること。（※1）
④原動機	1. 冷却水の量が適当であること。（※1） 2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。（※1） 3. エンジン・オイルの量が適当であること。（※1） 4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。（※1） 5. 低速及び加速の状態が適当であること。（※1）
⑤灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
⑥ウインド・ウォッシャー及びワイパー	1. ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。（※1） 2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。（※1）
⑦エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
⑧運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

注意：（※1）印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

（※2）印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第2（自家用乗用自動車等の日常点検基準）

点検箇所	点検内容
①ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
②タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷がないこと。 3. 異状な摩耗がないこと。 4. 溝の深さが十分であること。
③バッテリー	液量が適当であること。
④原動機	1. 冷却水の量が適当であること。 2. エンジン・オイルの量が適当であること。 3. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4. 低速及び加速の状態が適当であること。
⑤灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
⑥ウインド・ウォッシャー及びワイパー	1. ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
⑦運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

「自動車の点検及び整備に関する手引き」より抜粋（日常点検の実施方法）		
点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
運行中の異常箇所	当該箇所の異常	○前日又は前回の運行中に異常を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき ○エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。（床板との隙間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ） ○パーキング・ブレーキ・レバーをいっばいに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 ○トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。 ○電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検します。
	タイヤ	空気圧 ○タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあっては、当該装置に係る空気圧表示を目視により確認することにより、空気圧値が規定値にであるかを点検することができます。
	原動機（エンジン）	※かかり具合、異音 ○エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態 ○エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに都築かを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを引き起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウインド・ウォッシャー	※噴射状態 ○ウインド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態 ○ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。 ○きれいに拭けるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合 ○エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
◎ブレーキ・バルブ	排気音 ○ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検します。	
エンジンのルームの点検	ウインド・ウォッシャー・タンク	※液量 ○ウインド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量 ○リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検します。
	バッテリー	※液量 ○バッテリー各槽の液量が規定の範囲（UPPER～LOWERなど）にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
	ラジエータなどの冷却装置	※水量 ○リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検します。（冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。）
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量 ○エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
	△ファンベルト	※張り具合、損傷 ○ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ベルトに損傷がないかを点検します。
車の周りからの点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷 ○エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○レンズや反射器に汚れや変色、損傷がないかを点検します。
	タイヤ	空気圧 ○タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。（扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。） ○なお、タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあっては、「運転席での点検」の欄に示された方法に代えることができます。
		□取付けの状態 ○ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ・ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 ○ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあっては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。
		亀裂、損傷 ○タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
		異常な摩耗 ○タイヤの接地面が異常に摩耗していないかを点検します。
		※溝の深さ ○溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ（スリップ・サイン）などにより点検します。
	◎エア・タンク	タンク内の凝水 ○ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
	◎（ブレーキ・ペダル）	※（踏みしろ、ブレーキのきき） ○トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について、次の点検を行います。 ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ・フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

1 ※印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっては、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。
2 ◎印の点検箇所は、エアブレーキが装着されている場合に点検してください。
3 △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてください。
4 □印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。

4. 定期点検の管理

使用者は、日常点検のほか、日常点検で点検する箇所よりもより細かな箇所について、定期的に自動車を点検することが定められています。このような点検を「定期点検」といいます。

定期点検は、自動車の区分によって定期点検の実施時期や自動車検査証の有効期間が異なるため、整備管理者は、定期点検整備計画（実施）表等を作成し、計画的に定期点検が実施できるよう適切な管理を行うことが必要です。また、定期点検を実施した場合は、その旨を記入し、実施状況を把握するようにします。

定期点検は、技術上の基準（定期点検基準）により実施することとされています。

車番	予定/ 実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
〇〇あ 1234	予定			○8			◎8			○8			○8	
	実績			8日			10日							
〇〇あ 1235	予定		○10			○10			○10			◎10		
	実績		9日			10日								
〇〇あ 1236	予定	◎17			○17			○17			○17			
	実績	17日			17日			18日						

記入要領：3月ごとの定期点検「○」 12月ごとの定期点検「◎」

定期点検整備の実施の他、以下についても計画的に実施することが望まれます。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ・ タイヤのローテーション | ・ エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換 |
| ・ 冷却水の交換 | ・ エアクリーナーエレメントの清掃あるいは交換 |
| ・ ブレーキ・オイルの交換 | ・ その他必要な箇所の点検整備等 |

点検整備記録簿

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について点検又は整備をしたときは、次に掲げる事項を記録し、自動車の区分によって定められた期間保存しなければなりません。

根拠条文（車両法第49条）（点検基準第4条）

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ・ 自動車登録番号等 | ・ 車台番号 |
| ・ 点検の年月日 | ・ 点検の結果 |
| ・ 整備の概要 | ・ 整備を完了した年月日 |
| ・ 点検又は特定整備時の総走行距離 | ・ 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所 |

※ 点検整備記録簿は自動車検査証とともに自動車に備え置くこととされているため、営業所でも把握できるよう、点検整備記録簿の写し（コピー）を営業所でも保管してください。

自動車車検証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考 (主な車種等)		
		3 ヵ月 (別表 3)	3 ヵ月 (別表 4)	6 ヵ月 (別表 5)	1 年 (別表 6)	1 年 (別表 7)	初 回	2 回 目 以 降			
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○					2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽				●			2年	←	
	霊柩	二輪					●		3年	2年	
		軽自動車				●			2年	←	霊柩車
		通常タイプ	○						2年	←	霊柩車
	定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状	
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽			○				2年	←	
	乗用	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
		普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
	二輪	軽			○				2年	←	
		三輪	○						2年	1年	
	特種	小型				○別表5-2			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車				○別表5-2			無	←	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
	大特	GVW8トン未満	○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8トン以上	○						2年	1年	フォーク・リフト
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		GVW8トン未満	○						2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
自家用自動車	貨物	検査対象外軽自動車	○					無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車	
		GVW8トン以上	○						1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
	乗用	軽				●			2年	←	
		三輪			○				3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		小型					●		3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	特種	検査対象外軽自動車					●		無	←	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
		普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
		GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
	大特	GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽				●			2年	←	
GVW8トン以上		○						2年	←	ホイール・クレーン	
GVW8トン未満				○				2年	←	フォーク・リフト	
GVW8トン以上		○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
大特	貨物	GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←		
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		検査対象外軽自動車			○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年
 2. GVW:車両総重量

定期点検と特定整備

定期点検は点検基準にそって点検を実施しますが、点検の結果分解しなければ整備ができない箇所があります。分解を伴う一部装置の整備行為や、自動運行装置など先進技術に関する整備行為を特定整備といい、特定整備を伴う点検・整備は、自動車特定整備事業の認証を取得した工場でしか実施することができません。認証を取得していない工場等で特定整備を実施すると道路運送車両法違反となります。

根拠条文（道路運送車両法施行規則第3条）

法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

- 1 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 2 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 3 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
- 4 かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 5 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 6 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 7 けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 8 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）
 - イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
 - ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
 - ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- 9 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

5. その他必要な管理

大型車の車輪脱落防止事故のため、大型車を保有する場合には次のとおりの対応が必要です。

- ・タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表等を用いるなどして、適切に実施すること又は整備工場等を実施させること
- ・タイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定めること（タイヤ脱着時の作業管理表において適切に実施出来る場合は当該作業管理表を実施要領としても良い）

（※ 大型車とは車両総重量8 t以上または乗車定員30人以上の自動車をいう。）

また、整備管理規程には、タイヤ脱着作業等の自家整備作業についても可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、法令（規則第32条第1項各号）に掲げる事項を形式的に記入等するだけとしないよう留意が必要です。

Ⅲ. 車両管理上必要な関係法令

1. 車両法の目的・体系

車両法の目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 車両管理上必要な法令等

① 車両法関係

	車両法	省令	関係告示・通達
登録関係	第2条(定義)	施行規則第1条(原動機付自転車の範囲及び種別)	
	第3条(自動車の種別)	施行規則第2条(自動車の種別)別表第1	
	第11条(自動車登録番号標の封印等)	施行規則第7条(自動車登録番号標の取付け位置)	
		施行規則第8条(封印)	
		登録規則第13条(自動車登録番号)別表第1、第2、第3	
	第12条(変更登録)	登録令第40条(変更登録)	
	第13条(移転登録)		
	第14条(自動車登録番号の変更)		
	第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)	施行規則第8条の2(自動車登録番号標等の表示)	
	第28条の3(封印取り付けの委託)	施行規則第13条(封印取付受託者の要件)	
	第29条(車台番号等の打刻)	施行規則第27条(打刻の届出)	
		施行規則第30条(国土交通大臣の指定)	S36.11.25 自車第880号「自動車検査業務等実施要領」(第2章 職権による打刻等)
	第32条(職権による打刻等)		
	第34条(臨時運行の許可)	施行規則第20条(臨時運行の許可)	
第35条(許可基準等)	施行規則第23条(臨時運行許可証の表示)		
第38条(臨時運行許可番号標表示等の義務)	施行規則第28条の2(許可基準)		
第38条の2(回送運行の許可)	施行規則第28条の5(回送運送許可証の表示等)		
保安基準関係	第40条(自動車の構造)	保安基準第2章	S36.11.25 自車第880号「自動車検査業務等実施要領」他通達(検査関係参照)
	第41条(自動車の装置)		
	第42条(乗車定員又は最大積載量)		
	第43条(自動車の保安上の技術基準についての制限の附加)		
	第44条(原動機付自転車の構造及び装置)	保安基準第3章	
	第45条(軽車両の構造及び装置)	保安基準第4章	
	第46条(保安基準の原則)		
点検整備関係	第47条(使用者の点検及び整備の義務)		H7.3.27 自技第44号・自整第60号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」
	第47条の2(日常点検整備)	点検基準第1条(日常点検基準)別表第1、第2	平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」
	第48条(定期点検整備)	点検基準第2条(定期点検基準)別表第3～第7	S63.11.16 北北整第274号「液化石油ガス(LPガス)を燃料とする自動車の構造基準について」
	第49条(点検整備記録簿)	施行規則第3条(点検整備の定義) 施行規則第39条(点検整備記録簿の提示)	
		点検基準第4条(点検整備記録簿の記載事項等)	

点検整備関係	第50条（整備管理者）	施行規則第31条の3（整備管理者の選任）	
		施行規則第31条の4（整備管理者の資格要件）	
		施行規則第32条（整備管理者の権限等）	
	第52条（選任届）	施行規則第33条（整備管理者の選任届）	
	第53条（解任命令）		
	第54条（整備命令等）	施行規則第52条（自動車検査証の提示の命令）	
	第54条の2	点検基準第5条（点検等の勧告に係る基準）	
	第55条（自動車整備士の技能検定）	検定規則第2条（自動車整備士の種類）	
		検定規則第3条（技能検定の種類）	
		検定規則第17条～第19条（1級～3級の受験資格）	
第56条（自動車車庫に関する勧告）	点検基準第6条（自動車車庫の基準）		
第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）		平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」	
第57条の2（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）	点検基準第7条（自動車の点検及び整備に関する情報）		
検査関係	第58条（自動車の検査及び自動車検査証）	施行規則第35条の2（検査対象外軽自動車）	
		施行規則第35条の3（自動車検査証の記載事項）	
	第58条の2（検査の実施の方法）	施行規則第35条の4（検査の実施の方法）別表第2	
	第59条（新規検査）		S38.10.7 自車第810号「自動車納税証明書等の取扱いについて」
	第61条（自動車検査証の有効期間）	施行規則第37条（法第61条第1項及び第2項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車）	S36.11.25 自車第880号「自動車検査業務等の実施要領」
		施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）	
	第62条（継続検査）	施行規則第39条（点検整備記録簿の提示）	H7.11.16 自技第234号・自整第262号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いについて」
			H7.11.16 自技第235号「上記の細部取扱いについて」
	第66条（自動車検査証の備付け等）	施行規則第37条の3（検査標章）	
		施行規則第37条の4（保安基準適合標章の表示）	
	第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）	施行規則第38条（自動車検査証の記入の申請等）	S50.11.5 自車第747号 H元.2.10 地技第23号 H8.9.30 自技第159号「軽自動車の改造について」
	第69条（自動車検査証の返納等）	施行規則第39条の2（限定自動車検査証の返納）	
		施行規則第40条（自動車検査証保管証明書の交付等）	
	第70条（再交付）	施行規則第41条の2（検査標章の再交付）	
	第71条の2（限定自動車検査証等）	施行規則第43条の2（構造等に関する事項）	
	第73条（車両番号標の表示の義務等）	施行規則第43条の7（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置）	
	第74条の3（軽自動車検査協会の検査等）	施行規則第46条（軽自動車検査協会の事務所の管轄区域）	
	第75条（自動車の指定）		
	第94条の5（保安基準適合証等）		
	第94条の5の2（限定保安基準適合証）		
第97条の2（自動車税、軽自動車税）			
第98条（不正使用等の禁止）			
その他	第99条の2（不正改造等の禁止）		
	事故報告規則		

②その他法令

道路運送法		省令	関係告示・通達
車両関係	第22条（輸送の安全性の向上）		
	第27条（輸送の安全等）	運輸規則第45条（点検整備等）	
		運輸規則第46条（整備管理者の研修）	
		運輸規則第47条（点検施設等）	
	第29条（事故の報告）	事故報告規則	
	第35条（事業の管理の受委託）	運送法施行規則第21条（事業の管理の受委託の許可申請）	
	第79条の10（事故の報告）	事故報告規則	
	第94条（報告、検査及び調査）	旅客自動車運送事業等報告規則	
	貨物自動車運送事業報告規則		
第95条（自動車に関する表示）	運送法施行規則第65条（自動車に関する表示）		

貨物自動車運送事業法		省令
車両関係	第15条（輸送の安全性の向上）	
	第17条（輸送の安全）	安全規則第13条（点検整備）
		安全規則第14条（点検等のための施設）
		安全規則第15条（整備管理者の研修）
	第24条（事故の報告）	事故報告規則
	第29条（輸送の安全に関する業務の管理の受委託）	
	第60条（報告の徴収及び立入検査）	貨物自動車運送事業報告規則

道路交通法		省令
車両関係	第62条（整備不良車両の運転の禁止）	
	第63条（車両の検査等）	
	第63条の2（運行記録計による記録等）	

※ 施行規則：道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

登録令：自動車登録令（昭和26年政令第256号）

登録規則：自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）

保安基準：道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

点検基準：自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

検定規則：自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）

事故報告規則：自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）

運送法施行規則：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

運輸規則：旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）

安全規則：貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）

IV. 車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的

自動車の使用者は、車両欠陥による事故防止、整備不良に伴う排出ガス・騒音等の公害防止等のほか経済的な運用のためにも車両を管理することが必要です。

2. 車両管理の内容と実務

① 燃費の管理

- ・エアクリーナの清掃、エンジンオイルの汚れ、油量等、燃費悪化防止のための点検整備。
- ・無駄なアイドリングの停止、経済速度での走行、急発進・急加速をさせない等のエコドライブテクニックを運転者に指導する。

② 油脂の管理

- ・オイルは使用目的に応じたものを選定する。

③ タイヤの管理

- ・選定基準、使用基準を定めて適切に行う。特に、当該自動車に使用できるタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等を把握しておく。

V. 運転者等に対する指導教育

指導教育を実施するための留意点等

運転者等に対する指導教育は、整備管理者が点検・整備の実務や車両構造等を熟知し、その場限りではなくしっかりとした社内体制を築いて行うことが重要です。

主な教育事項としては、

- ・自動車の構造装置（制動装置、走行装置、原動機、燃料系統、冷却系統 など）
- ・日常点検等点検整備の方法（日常点検の必要性、留意点、効率の良い方法 など）

が挙げられます。

また、指導教育を効果的に行うためには、業務の内容を踏まえ、「事故発生傾向」や「実技教育の方法」等、それぞれの使用者の立場で検討し、実施する必要があります。

VI. 自動車事故に係る報告

車両故障に起因する自動車事故報告について

自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業を含む。）及び自家用有償旅客運送者並びに整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者等は、その使用する自動車について自動車事故報告規則第2条に規定する事故があった場合には、自動車事故報告書（車両故障の場合は車両故障事故報告書添付票を添付）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならないこととされています。定められた提出期間等は以下のとおりです。

報告書提出期間・・・当該事故があった日から**30日以内**

提出部数・・・・・・・・・・**3部**（控えが必要な場合は4部）

提出先・・・・・・・・・・**事故のあった自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局**

根拠法令（自動車事故報告規則 昭和26年運輸省令第104号）

自動車事故報告規則

第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの
- (2)～(10) 省略
- (11) 自動車の装置（車両法第41条各号に掲げる装置(※)をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13)～(15) 省略

車両故障事故における報告

車両故障により自動車が運行できなくなった場合（自動車事故報告規則第2条第11号に該当する事故）には、故障の再発防止のためにその内容をよく調査しなければなりません。そして、その原因が自動車を製作する段階においての問題であった場合は、自動車製作者に対して同型車についての再点検を求め、また、その原因が日常点検等で発見できるものや、整備上の不手際であったなどの場合は自動車使用者や自動車整備事業者に対して日常点検や定期点検整備等の際、当該箇所に十分注意して点検を行うよう指示するということになります。

このため、車両故障に起因する事故及び運行中断の場合は、通常事故報告書の他に別表3「車両故障事故報告書添付票」を添付することとなっています。

※「車両法第41条各号に掲げる装置」一覧	
1) 原動機及び動力伝達装置	1 3) 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯
2) 車輪及び車軸、その他走行装置	その他の灯火装置及び反射器
3) 操縦装置	1 4) 警音器その他の警報装置
4) 制動装置	1 5) 方向指示器その他の指示装置
5) ばねその他の緩衝装置	1 6) 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
6) 燃料装置及び電気装置	1 7) 速度計、走行距離計その他の計器
7) 車枠及び車体	1 8) 消火器その他の防火装置
8) 連結装置	1 9) 内圧容器及びその附属品
9) 乗車装置及び物品積載装置	2 0) 自動運行装置
1 0) 前面ガラスその他の窓ガラス	2 1) その他政令で定める特に必要な自動車の装置 (運行記録計及び速度表示装置)
1 1) 消音器その他の騒音防止装置	
1 2) ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置	

自 動 車 事 故 報 告 書					
国土交通大臣		殿		自動車の使用者の氏名又は名称	
				住 所	
				電話番号	
		令和		年	月 日 提出
☆発生日時	年	月	日	時	分
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪	5 霧 6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地	☆路線名 又は 道路名 道 線
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置					☆自動車登録番号 又は車両番号
☆当時の状況					
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）					
☆当時の処置					
☆事故の原因					
☆再発防止 対 策					
※備 考					

(裏)

事故の種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他	☆ 危険認知時の速度	km/h																									
	☆ 発生順																☆ 危険認知時の距離	m																									
	☆ 転落の状態	落差				m		水深				m		☆ スリップ距離		m																											
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触		2 側面衝突 5 物件衝突		3 追突								当該自動車の事故時の走行等の態様		1 直進 (加速)	2 直進 (減速)	3 直進 (定速)																									
	☆ 車名	☆ 型式		☆ 車体の形状		☆ 初度登録年又は初度検査年								道路上で事故の場合には事故発生地点		1 車道	2 歩道	3 横断歩道																									
	事業用	1 乗合旅客 3 専用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 6 特定貨物 8 貨物軽 (四輪)		2 貸切旅客 4 特定旅客 ロその他) 7 特定第二種 9 貨物軽 (三輪以下)										死傷事故の場合には死傷者の状態		1 左側通行	2 右側通行	3 信号無視	4 車道通行	5 歩道通行	6 横断歩道歩行	7 車の直前横断	8 斜横断	9 飛び出し	10 酩酊	11 路上作業	12 路上遊戯	13 乗降中	14 安全地帯	15 自転車運転	16 その他												
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送		3 その他										車両の故障に起因する場合には故障箇所		1 原動機 (速度抑制装置を除く)	2 速度抑制装置	3 動力伝達装置	4 車輪 (タイヤを除く)	5 タイヤ	6 車軸	7 操縦装置	8 制動装置	9 緩衝装置	10 燃料装置	11 電気装置	12 車枠及び車体	13 連結装置	14 乗車装置	15 物品積載装置	16 窓ガラス	17 騒音防止装置	18 ばい煙等の発散防止装置	19 灯火装置及び指示装置	20 反射器	21 警音器	22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓拭き器等)	23 計器 (速度計、走行距離計等)	24 消火器	25 内圧容器及びその附属装置	26 自動運行装置	27 運行記録計	28 その他
	種別	1 普通		2 小型		3 その他										☆ 氏名																											
	☆ 乗車定員	人		☆ 当時の乗車人員		人										☆ 年齢		才																									
	☆ 最大積載量			☆ 当時の積載量												☆ 経験年数		年 月																									
	安全運転支援装置	衝突被害軽減ブレーキ ドライバー異常時対応システム		1 有		2 無		1 有		2 無						☆ 自動車運転者		本務・臨時の別		1 本務	2 臨時																						
	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無		特殊車両通行許可		1 有		2 無		保安基準の緩和		1 有		2 無		☆ 事故日以前1ヶ月間に 出勤しなかった日数		日																					
	許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無		特殊車両通行許可		1 有		2 無		保安基準の緩和		1 有		2 無		☆ 乗務開始から事故発生までの 乗務時間及び乗務距離		時間 km																					
	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ		4 生コンクリート		5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品		7 原木、製材		8 引越		9 その他		☆ 最近出勤しなかった 日から事故日までの 勤務日数及び乗務距離 の合計		勤務日数 日 乗務距離 km																					
	積載危険物等	運搬の有無		1 有		2 無		種類		1 危険物		2 火薬類		3 高压ガス		4 核		5 R I		6 毒劇物		7 可燃物																					
積載危険物等	☆ 品名及び積載量又は放射能の量		品名		() kg、1		イエローカードの携行状況		1 有		2 無																																
道路等の状況	種類		1 道路 (イ高速自動車国道 ハその他)		ロ 自動車専用道路等 ハその他)		☆ 道路の幅員		m																																		
道路等の状況	こう配		1 平たん		2 上り		3 下り																																				
道路等の状況	道路の形態		1 直線		2 右曲り		3 左曲り		4 交差		5 つづら折り																																
道路等の状況	路面の状態		1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結																																		
道路等の状況	警戒標識の設置		1 有		2 無		☆ 当該道路の制限速度		km/h																																		
道路等の状況	踏切の状態		1 遮断機付き		3 その他		2 警報機付き																																				
◆ 営業所及び運行等の状況	☆ 当時の運行計画		(発地・経由地・着地)																																								
◆ 営業所及び運行等の状況	☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)																																										
◆ 営業所及び運行等の状況	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)		1 有		2 無																																						
◆ 営業所及び運行等の状況	運送形態		1 下請運送		2 その他																																						
◆ 営業所及び運行等の状況	☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所																																										
◆ 営業所及び運行等の状況	☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所																																										
◆ 乗員	☆ 氏名						☆ 年齢		才																																		
◆ 乗員	☆ 経験年数		年		月																																						
◆ 乗員	☆ 自動車運転者		本務・臨時の別		1 本務		2 臨時																																				
◆ 乗員	☆ 乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離		時間		km																																						
◆ 乗員	☆ 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計		勤務日数		日		乗務距離		km																																		
◆ 乗員	☆ 損害の程度		1 死亡		2 重傷		3 軽傷																																				
◆ 乗員	シートベルトの着用状況		1 着用		2 非着用		3 非装備																																				
◆ 乗員	☆ 交替運転者の配置		1 有		2 無		3 非装備																																				
◆ 乗員	☆ アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況		1 有		2 無																																						
◆ 乗員	☆ 飲酒の時点及びその飲酒量		1 運行前		2 運行中																																						
◆ 乗員	☆ 過去3年間の事故の状況		(過去3年間の事故件数)		(最近の事故年月日)		年 月 日																																				
◆ 乗員	☆ 過去3年間の道路交通法の違反の状況		(過去3年間の違反件数)		(最近の違反年月日)		年 月 日																																				
◆ 乗員	☆ 過去3年間の適性診断の受診状況		1 有		2 無																																						
◆ 乗員	☆ 最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日)		年 月 日																																						
◆ 乗員	☆ 氏名						☆ 年齢		才																																		
◆ 乗員	☆ 経験年数		年		月																																						
◆ 乗員	☆ 自動車運転者		本務・臨時の別		1 本務		2 臨時																																				
◆ 乗員	☆ 損害の程度		1 死亡		2 重傷		3 軽傷																																				
◆ 乗員	シートベルトの着用状況		1 着用		2 非着用		3 非装備																																				
◆ 乗員	☆ 最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日)		年 月 日																																						
◆ 乗員	☆ 氏名						☆ 年齢		才																																		
◆ 乗員	☆ 経験年数		年		月																																						
◆ 乗員	☆ 自動車運転者		本務・臨時の別		1 本務		2 臨時																																				
◆ 乗員	☆ 損害の程度		1 死亡		2 重傷		3 軽傷																																				
◆ 乗員	シートベルトの着用状況		1 着用		2 非着用		3 非装備																																				
◆ 乗員	☆ 運行管理者		運行管理者		貨物軽自動車安全管理者		統括運行管理者																																				
◆ 乗員	☆ 氏名						☆ 氏名																																				
◆ 乗員	☆ 運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習修了番号																																										
◆ 乗員	☆ 死亡		人 (うち乗客)		人		☆ 重傷		人 (うち乗客)		人		☆ 軽傷		人 (うち乗客)		人																										

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証の有効期間		年 月 日まで	
使用開始後の総走行距離		k m	
最近における大規模な改造	内 容		
	施行期日	年 月 日	
	施行者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称		前 後	左 右
当該部品を取付てから事故発生までの走行キロ		k m	
当該部品を含む装置の整備及び改造の状況	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者（不明な場合は販売者）の氏名又は名称及び住所			
疲労又は急進破壊の別			
材質、加工、設計等に対する意見			

中部運輸局及び管内運輸支局 所在地・電話番号

管内各運輸支局等の名称及び所在地	郵便番号	部署名	電話番号
中部運輸局自動車技術安全部 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館9階	〒460-8528	保安・環境課	052-952-8044
愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1-1-2	〒454-8558	輸送	052-351-5312
		監査	052-351-5313
		整備（保安）	052-351-5382
		整備	052-351-5314
静岡運輸支局 静岡市駿河区国吉田2-4-25	〒422-8004	輸送	054-261-1191
		整備	054-261-7622
岐阜運輸支局 岐阜市日置江2648-1	〒501-6133	輸送	058-279-3714
		整備	058-279-3715
三重運輸支局 津市雲出長常町字六ノ割1190-9	〒514-0303	輸送・整備（保安）	059-234-8411 又は 059-234-8412 音声ガイダンスが流れた際、 「1」を押すと輸送・整備（保安） 「2」を押すと整備に繋がります。
		整備	
福井運輸支局 福井市西谷1-1402	〒918-8023	輸送	0776-34-1602
		整備	0776-34-1603

事故速報

事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第1項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならないこととされています。

○速報が必要な事故

- 2名以上の死者（旅客運送※¹）の場合は1名以上）を生じた事故
- 5名以上の重傷者を生じた事故
- 積載物※²が飛散・漏洩した事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 転覆、転落、火災、鉄道車両等と衝突・接触した事故（旅客運送に限る。）
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 旅客に1名以上の重傷者を生じた事故（旅客運送に限る。）
- 10名以上の負傷者を生じた事故
- 酒気帯び運転を伴う事故

※1 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者
 ※2 危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

事故報告書の様式については、中部運輸局のホームページ（自動車事故報告書関係）からダウンロードできます。

また、速報事故については、事故のあった自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局へご連絡ください。なお、中部運輸局ホームページの入力フォームからでも報告することができます。

URL https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/gian_hoan.htm#jikoboshi

（または「中部運輸局 事故報告」で検索）

